

中期目標期間終了後の積立金の処理日程について

1 東京都規則の内容

○国では、独立行政法人の積立金（中期目標期間最終年度の利益の残余）の処分の承認を、業務実績評価と切り離して、6月30日までに認定している。

○都では、積立金の処分に関する承認に中期目標期間の業務実績評価を反映させるため、概ね9月に認定する。

- 積立金処分の申請期限 当該事業年度の終了後三月以内 ※地方独立行政法人法第34条の財務諸表の提出期限に合わせる。
- 納付金額計算書の提出期限 知事が別に定める日まで
- 納付金の納付期限 知事が別に定める日まで

2 業務スケジュール

